三重県知事選挙　　9月7日(日) 午前7時～午後8時

選挙はみなさんが一票を行使することにより、政治に参加する制度で、民主政治の根本となるものです。あなたの貴重な一票を大切にし、棄権することのないよう投票に出かけましょう。

川越町で投票できる方

日本国籍を有する方で次の二つの要件を満たし、川越町の選挙人名簿に登録されている方
①平成19年９月８日以前に生まれた方
②令和７年５月20日以前から町内に住所がある方

※上記に該当する方で、投票日までに三重県内の他市町に転出した場合は、投票の際に市町長が発行する「引き続き証明書」の提示か、県の区域内に住所を有することについての確認を受けることが必要となります。
投票日までに三重県外に転出した場合は、投票ができません。

投票所入場券・投票所

投票所入場券は、世帯ごとに封筒で郵送します。封筒には、同一世帯の有権者の入場券が同封されています。入場券には投票できる投票所が記載されています。

※投票所入場券に記載されている投票所以外では投票できません。

入場券がない場合は

入場券が届かなかったり紛失した場合は、投票所の受付係にその旨を申し出てください。選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票ができます。

投票日に投票所に行けない方は

投票日当日に仕事や用事等で、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。

期日前投票の期間及び時間

期　　間　８月22日(金)～９月６日(土)　午前８時30分～午後８時
場　　所　川越町役場１階　町民ホール
問合せ先　川越町選挙管理委員会事務局(総務課)　℡３６６・７１１３

令和７年度定額減税補足給付金(不足額給付)を支給します
～対象者に「確認書」を送付します(８月下旬)～

昨年度に行った定額減税補足給付金に不足が生じた方に不足額給付を実施します。
令和７年１月１日に川越町に住民登録がある方が対象です。

不足額給付１

対 象 者 … 令和６年分所得税、令和６年度住民税、定額減税可能額(所得税及び住民税)の実績が確定した後に、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた方
給 付 額 … 本来給付すべき額が令和６年度に実施した当初調整給付額を上回った額(１万円単位)
申請方法 … 対象者には８月下旬に確認書を発送します。同封の返信用封筒で確認書を返送、または確認書に記載のQRコードより手続きを行ってください。

不足額給付２

対 象 者 … 以下の条件を満たす方
・税制度上「扶養親族」の対象外
・令和６年分所得税、令和６年度住民税所得割ともに非課税(定額減税前税額が０円)
・低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない
給 付 額 … 1人当たり原則４万円(令和６年１月１日に国外居住者であった場合は３万円)
申請方法 … ホームページより申請書をダウンロードし、必要書類を添えて下記申請書送付先までご提出ください。
詳しくはホームページをご覧ください。

確認書・申請書提出期限　10月31日(金)※郵送の場合は当日消印有効

提出・問合せ先　〒510-8588　三重郡川越町大字豊田一色２８０番地
川越町役場　総務課　℡３６６・７１１３

ホームページ申請書はこちらから→

８月は受給資格証の更新月です

障害者医療費	65歳以上障害者医療費	一人親家庭等医療費	子ども医療費

受給資格の対象者に該当し、受給資格証を受け取っていない方は、手続きが必要です。

■福祉医療費助成制度とは

障害者、子どもや一人親家庭の方などが通院や入院して支払った医療費(健康保険対象の医療費に限る)を助成する制度です。

■対象の医療費は

健康保険適用となった医療費の自己負担額を助成します(高額療養費、各健康保険の付加給付、他の法令の規定による公費負担の給付を控除した額を助成)。高額療養費の算定にあたっては、別途書類の提出をお願いする場合があります。

《注意》

学校等でのケガは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付が優先となります。医療機関で受給資格証を提示しないようにお願いします。詳しくは送付された通知をご覧いただくか、お問い合わせください。

区　分	対　象　者	受給資格証の更新手続き
障害者医療費	・身体障害者手帳１～４級をお持ちの方 ・療育手帳最重度(Ａ１)・重度(Ａ２)・中度(Ｂ１)をお持ちの方 ・精神障害者手帳１級をお持ちの方(通院のみ)	**自動更新** ８月下旬に新しい受給資格証を送付します。
65歳以上障害者医療費	・上記障害者医療費の対象の方で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	
子ども医療費	・18歳年度末までの子ども	
一人親家庭等医療費	・父または母のいない子ども及びその親 ※子どもが20歳に達する月末まで。学生の場合は、申請により年度末まで	**８月中に更新手続きが必要** 詳しくは、個人宛通知をご覧ください。

問合せ先　障害者・65歳以上障害者医療費　　福祉課　℡３６６・７１１６
子ども・一人親家庭等医療費　子ども家庭課　℡３６６・７１３０

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届

児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方は、毎年８月に現況届(所得状況届)を提出する必要があります。届は受給者と児童の生活状況等を審査し、引き続いて手当を受けることができるかどうかを決定するものです。届を提出しないと手当を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

提出期間	児童扶養手当現況届	特別児童扶養手当所得状況届
	８月１日(金)～29日(金)	８月12日(火)～９月11日(木)

《注意》２年間、届の提出がないと受給資格がなくなります。

受付時間　午前８時30分～午後５時15分　※いずれも土・日曜日、祝日を除く。
※詳しくは、個人宛通知をご確認ください。

提出・問合せ先　特別児童扶養手当所得状況届　福祉課　℡３６６・７１１６
児童扶養手当現況届　子ども家庭課　℡３６６・７１３０